

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

吉野川市長 原井 敬

市町村名 (市町村コード)	吉野川市 (362051)
地域名 (地域内農業集落名)	川島町山田・岡山地区 (山田南部、山田芝生、山田西部、山田北部、春日、岡山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

粘土質の土壌で野菜の栽培には適していない。稲作は可能であるが、地下水が乏しいため、ため池からの灌漑が必要で水路等の維持管理費用が必要。また急傾斜地で耕作地から貯蔵場所への搬入搬出も運搬費や労力が必要、農道や耕作地への進入路も狭く危険な箇所も多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻を中心に農業を行っているが、集約化については地区の担い手だけでは対応しきれず、地区外からの受け手もなかなか見つからない状況なので行政機関等と連携し、農地等の斡旋を行うなど、他地区からの受け入れがしやすい環境を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(山林化等再生困難な農地を除く)。今後さらに検討を重ね、必要に応じ区域の見直しを行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 一つ一つの農地が狭く大規模な農機具搬入が難しく、担い手に集約を行うにしても水資源を管理する土地改良区との協力が不可欠で、排水負担金や用水維持管理作業についても担い手側が負担してもらえよう調整が必要である。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 貸し借りの意向等を適宜収集し、農地中間管理機構等を活用し目標地図へ位置づける者の集積を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 地区の特性から耕地整理の導入は難しい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 関係機関と連携し、多様な担い手の育成確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組方針  
 猟友会との連携により被害状況の把握や、侵入防止柵の活用・防疫対策等を推進する。  
 ②有機・減農薬・減肥料の取組方針  
 有機肥料導入や農薬の減量に取り組む。  
 ⑦保全・管理等  
 農業の集約化が進むとしても土地改良区の灌漑施設活用が不可欠でその維持管理対策が必要。